

docomo IoT スターターキット利用規約

「docomo IoT スターターキット利用規約」（以下「本規約」といいます）は、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）が提供する「docomo IoT スターターキット」（以下「本キット」といいます）の利用条件等について定めるものです。

第1条（本キット）

1. 本規約に基づき当社との間で本キットの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）を締結したお客様（以下「契約者」といいます）は、本契約の条件に従い、本キットをご利用いただけます。なお、本キットの内容は次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)当社が指定するIoT マルチセンサー及びIoT ゲートウェイ（以下総称して「販売機器」といいます）
- (2)当社が貸与するIoT SIM カード（以下「貸出機器」といいます）
- (3)日本マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト社」といいます）が提供する「Microsoft Azure」、当社がユニアデックス株式会社よりライセンスを受けて契約者に使用を許諾する「可視化ソフトウェア」及び当社が提供する「docomo IoT 回線管理プラットフォーム」（以下総称して「対象サービス」といいます）

2. 本キット（販売機器、貸出機器及び対象サービスを含み、以下同じとします）のご利用期間は、第9条第1項に定める貸出機器の発送（又は引渡し）の日から3ヶ月（以下「利用期間」といいます）とします。

第2条（申込条件）

本契約の申込条件は以下のとおりとします。

- (1) 日本国内の法人のお客様であること。
- (2) 本規約及び本キットにかかる当社所定の利用条件その他遵守事項（対象サービスの利用条件等を含み、以下「本利用条件」といいます）のすべてに同意いただけること。
- (3) 本キットのうち「Microsoft Azure」について、マイクロソフト社との間で「Microsoft Azure Open License」に基づくライセンス契約を締結いただけること。
- (4) 本キットを日本国内で利用すること。

第3条（申込等）

1. 本契約は、本キットの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）が当社所定の手続により申込書を当社に提出し、当社が承諾書を発送することをもって成立するものとします。なお、申込者は、本規約の内容に承諾のうえ、申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容に承諾しているものとみなします。

2. 当社は、第1項の承諾をしない場合には、当該申込者に対し承諾をしない旨を通知します。なお、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、前項の承諾をしないことがあります。
 - (1) 前条に定める申込条件を満たさないとき。
 - (2) 申込者が虚偽の事実を申告したとき。
 - (3) 本キットの提供が技術上困難なとき。
 - (4) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき。
 - (5) 申込者が当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (6) 本規約若しくは本利用条件に違反があるとき又は違反のおそれがあるとき。
 - (7) 当社の業務の遂行又は本キットの提供に支障があるとき、その他当社が不適切と判断したとき。
3. 申込者の本人確認等のために必要があると当社が判断する場合、申込者は、登記事項証明書、印鑑証明書等を当社に提出するものとします。
4. 申込者は、第1項の申込にあたり当社に申告した内容について変更する事由が生じた場合は、当社所定の申込書に、変更内容を記入後記名押印し、速やかに当社に提出するものとします。

第4条（販売機器）

1. 販売機器の種類は当社が指定します。
2. 販売機器は契約者ごとにIoTゲートウェイ1台、IoTマルチセンサー2台とします。
3. IoTゲートウェイに不具合がある場合の保証条件は、当該IoTゲートウェイにかかるメーカーの指定する条件に従います。なお、本キットの一部として当社が契約者に販売するIoTゲートウェイの保証・サポート等の条件は、当社が本キット以外で販売するIoTゲートウェイにかかる条件と異なります。
4. IoTマルチセンサーに本キットの利用に支障が生じるような瑕疵、不具合その他の動作不良がある場合であって、かつ発送後2週間以内に契約者が当社指定の方法により当社に通知の上、自己の費用と責任において当該動作不良となったIoTマルチセンサーを当社の指定する場所に返還した場合には、当社は自らの判断により代替品との交換を行うものとします。なお、IoTマルチセンサーは評価開発版であり、当社は、IoTマルチセンサーの瑕疵、不具合その他の動作不良について、本項に定める責任のみを負うものとし、それ以外何らの責任を負わないものとします。

第5条（Microsoft Azure Open License及び可視化ソフトウェア使用条件）

1. 契約者は、本キットの利用期間中、「Microsoft Azure」をご利用いただけますが、ご利用にあたっては、別途マイクロソフト社との間で「Microsoft Azure Open License」契約を締結する必要があります。詳細は下記URLをご参照下さい。<https://azure.microsoft.com/ja-jp/support/faq/>
2. 「Microsoft Azure」は、前項に定める「Microsoft Azure Open License」契約に基づき、マイクロソフト社が契約者に提供するものであり、当社は「Microsoft Azure」について如何なる保証も行いません。

ん。また、「Microsoft Azure」の利用に関して生じた契約者及び第三者の損害について、一切の責任を負いません。

3. 契約者は、本キットの利用期間中、当社が定める「可視化ソフトウェア使用条件」に基づき、可視化ソフトウェアを使用することができます。

第6条（貸出機器）

1. 当社は、本キットの利用期間中、貸出機器として契約者ごとにIoT SIM カード1枚を貸与します。
2. 貸出機器では、本キットの利用期間中、当社が提供する「docomo IoT回線管理プラットフォーム」をご利用いただけます。その利用条件については、当社が定める「docomo IoT回線管理プラットフォーム提供条件」（同条件の別紙1「サービス利用モデル」及び別紙2「docomo IoT回線管理プラットフォーム同意事項」を含み、以下同じとします）に従うものとします。
3. その他、貸出機器にてご利用いただける機能、アプリ及びサービスは、別途当社が定めます。なお、音声通話をご利用いただけません。

第7条（貸出期間）

1. 貸出機器の貸出期間は、本キットの利用期間とします。
2. 貸出期間終了後、貸出機器にかかる「docomo IoT回線管理プラットフォーム」は停止されます。
3. 当社は貸出期間の延長について一切行いません。
4. 貸出期間終了後、貸出機器は返却いただきます。

第8条（利用料）

1. 本キットの利用料（以下「利用料」といいます）は、別途見積書に記載のとおりとします。
2. 当社は、本契約締結後、利用料にかかる請求書を契約者に発行するものとし、契約者は当社に対し、当該請求書記載の金額を請求書受領月の翌月末日（休業日にあたる場合はその翌営業日）までに当社の指定する方法で支払うものとします。その際にかかる手数料は、契約者の負担とします。
3. 当社は、契約者が本契約に基づいて当社に支払った利用料について、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。
4. 貸出機器を利用した「docomo IoT回線管理プラットフォーム」にかかる費用については、当社が負担するものとし、第1項の利用料には含まれておりません。但し、契約者が貸出機器を日本国外で使用する等第15条に定める禁止事項に違反して貸出機器を利用した場合、当該利用に関わる通信料金等はすべて契約者が負担するものとします。この場合の料金の算出方法等については、「docomo IoT回線管理プラットフォーム提供条件」の定めによります。

第9条（貸出機器の引き渡し及び返却）

1. 当社から契約者への貸出機器の引き渡しは、契約者の指定した住所宛てに送付することにより行います。ただし、当社が必要と認める場合は他の方法で引き渡しを行う場合があります。

2. 前項に定める送付にかかる費用は当社の負担とします。
3. 契約者は、貸出期間の終了日までに、当社に対して別途当社が定める方法で貸出機器を返却するものとします。当社が契約者から貸出機器を受領した時点をもって、返却の完了とします。
4. 前項に定める返却にかかる費用については、契約者の負担とします。

第 10 条（貸出機器の紛失・毀損・未返却等）

1. 契約者は、当社から貸与された貸出機器が盗難・紛失・毀損（以下総称して「盗難等」といいます）した場合は、直ちに当社に申し出るものとします。
2. 契約者は、貸出機器が盗難等にあった場合、又は貸出期間終了後、当社が別に定める期間内に返却しない場合は、金 4,000 円（税別）を、当社からの請求に基づき当社が指定する方法によりお支払いいただきます。

第 11 条（通信の制限）

当社は、貸出期間中であっても、本利用条件に定める場合のほか、「docomo IoT 回線管理プラットフォーム」等に関して著しい輻輳がある場合、又は一定時間内若しくは同一セッション内に大量若しくは多数の通信があったと当社が認めた場合に、貸出機器による通信を制限する場合があります。この場合においても、当社は契約者に対して貸出期間の延長を行わず、かつ通信を制限したことについて一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（契約解除）

1. 当社は、本利用条件に規定される場合のほか、契約者が以下の各号のいずれかに該当した時、通知・催告なしで対象サービス（Microsoft Azure を除きます）を利用停止のうえ本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 契約者が第 15 条に定める禁止事項のいずれかに該当する場合
 - (2) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合
 - (3) 本規約又は本利用条件に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - (4) 契約者が第 19 条に定める保証事項のいずれかに違反した場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
 - (6) その他本契約の継続が困難と当社が判断したとき
2. 前項により本契約が解除された場合は、契約者は直ちに貸出機器を当社に返却するものとします（この場合、返却に係る費用は契約者にご負担いただきます）。なお、当社が別に定める期間内に契約者から貸出機器が返却されない場合には、契約者は第 10 条第 2 項に定める金額を当社にお支払いいただきます。
3. 当社は、第 1 項の契約解除により契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負い

ません。

4. 本契約の解除又は解約にかかわらず、本契約第5条第2項、第8条第4項、本条第2項乃至第4項、第13条、第16条、第18条、第20条及び第21条の規定は、効力を失わないものとします。

第13条（免責）

1. 当社は、本規約又は本利用条件に明示する場合を除き、本キットに関して契約者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、契約者が本キットの利用期間終了後に、当社との間で対象サービスの利用又は販売機器の販売にかかる契約を締結した場合において、当該契約に基づく提供サービス・条件との差異について一切責任を負わないものとします。

第14条（本規約の変更）

1. 当社は、当社の都合により予告なく本規約を変更することがあります。なお、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用されます。
2. 当社は、本キットの内容、利用期間等について予告なく変更、追加又は中止することができるものとします。なお、当該変更、追加又は中止により契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

第15条（禁止事項）

契約者は、本キットの利用において以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (2) 当社若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (3) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (4) 当社若しくは第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為
- (5) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可等の取得手続が義務付けられている場合に、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (6) 貸出機器を対象サービスの利用以外の目的で利用する行為
- (7) 貸出機器を第三者に譲渡、質入れ、又は転貸する行為
- (8) 貸出機器により当社が定める機能以外を利用する行為
- (9) 貸出機器を利用して当社の設備に対して過度な負担を与える行為、その他当社の事業運営を妨げる行為、又はそれらの恐れのある行為
- (10) 貸出機器を分解又は毀損等する行為
- (11) 貸出機器を日本国外で利用する行為
- (12) 上記各号の他、法令若しくは公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為、当社の信用を毀損し、

若しくは当社の財産を侵害する行為、又は第三者に不利益を与える行為

(13) 第三者をして前各号までのいずれかに該当する行為をせしめ、又は当該第三者の当該行為が存在することを知りながら適切な措置を講じることなく放置する行為

(14) 本規約又は本利用条件に違反する行為

第 16 条（利用期間終了時又は本契約解除時の措置）

1. 契約者は、契約者が対象サービス環境に登録・保存したデータ等を自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
2. 契約者は、本キットの利用期間終了時又は本契約の解除時には、対象サービス環境に登録・保存したデータを、自己の責任と費用負担において、必要に応じダウンロード等して取得するものとします。なお、本キットの利用期間終了後又は本契約の解除後においては、対象サービス環境に登録・保存されたデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。

第 17 条（情報の取扱い）

1. 当社は、本キットの提供にあたり申込者から取得する個人情報を次に掲げる目的その他当社が別に定める「プライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>（当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします）に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。なお、当社は、第 3 条第 2 項の承諾をしなかった場合においても、当該申込者から取得した個人情報を本項第 2 号に定める目的で利用することがあります。

(1) 本キットの提供・運営のため。

(2) 当社又は第 2 項に掲げる第三者の商品・サービスのご案内、ご提案のため。

2. 当社は、前項第 2 号に定める目的のために、申込者から取得する個人情報その他の情報を次に掲げる第三者に提供する場合があります。

株式会社ドコモCS

株式会社ドコモCS北海道

株式会社ドコモCS東北

株式会社ドコモCS東海

株式会社ドコモCS北陸

株式会社ドコモCS関西

株式会社ドコモCS中国

株式会社ドコモCS四国

株式会社ドコモCS九州

ユニアデックス株式会社

ぶらっとホーム株式会社

ダイワボウ株式会社

株式会社大塚商会

第 18 条（権利譲渡等の禁止）

契約者は、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら（法人のほか団体にあっては、自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。

(2) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 契約者が法人その他団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第 20 条（合意管轄）

本契約に関し当社と申込者との間に訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（準拠法）

本規約及び本契約に関する準拠法は、日本法とします。

附則（平成 29 年 7 月 20 日）

〒100-6150

東京都千代田区永田町 2-11-1

株式会社NTTドコモ

docomo IoT 回線管理プラットフォーム提供条件

docomo IoT スターターキットを利用しようとするお客様（以下、「契約者」といいます。）は、株式会社 NTT ドコモ（以下、「当社」といいます。）が契約者に提供するデータ通信サービス（「docomo IoT 回線管理プラットフォーム」）の利用にかかる以下の条件（以下、「本条件」といいます）に従うものとします。
※「docomo M2M プラットフォーム」は 2017 年 12 月より「docomo IoT 回線管理プラットフォーム」に名称変更しました。

第1章 本条件

第1条 （目的）

本条件は、当社がデータ通信サービスとして「docomo IoT 回線管理プラットフォーム」（以下、「本サービス」といいます。）を契約者に提供し、契約者がこれを利用する際の適用条件を定めることを目的とします。

第2条 （本サービスの利用）

1. 契約者は、本サービスの利用について別紙 1 に適合する形態で利用するものとします。
2. 契約者は、本サービスをアカウントごとに利用します。
3. 契約者は、1 のアカウントにおいて利用する本サービスの範囲を、別のアカウントと混在して利用することはできません。

第3条 （権利の譲渡）

契約者は、本契約にかかる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第4条 （当社が行う本契約の解除）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 第 23 条第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 契約者が第 23 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (3) 契約者において当社との信頼を著しく失墜させる行為があったとき、当社への危害もしくは損害を与える行為等があったときなど、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。
 - (4) その他当社が本契約の続行が困難と判断したとき。
2. 第 1 項の規定によるほか、当社は、当社と提携する事業者の電気通信設備等を利用することができな

い場合など本サービスの提供が困難となる事象が生じたときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第5条 (用語の定義)

本契約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. モバイルマルチメディア通信網	SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式等により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4. docomo IoT 回線管理プラットフォーム（本サービス）	モバイルマルチメディア通信網を使用して行うデータ通信専用の電気通信サービスであって、IoT 回線とコントロールセンター又はアクセス回線接続装置との間においてのみ通信できるものとコントロールセンターで提供する機能を総称したものをいいます。
5. アカウント	本サービスを利用するうえで契約者が選択できる本サービスの利用区分をいいます。
6. 移動無線装置	機器の制御又は監視等のために機器に組み込んで使用するためのアンテナ及び無線送受信装置をいいます。
7. 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備
8. IoT 回線	無線基地局設備と移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの
9. 回線開通	契約者の指定する IoT 回線の通信を開始すること
10. IoT SIM カード	IoT 回線番号その他の情報を記憶することができるカードであって、本サービスの提供のために契約者に貸与するもの
11. 端末設備	IoT 回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下、「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

14. コントロールセンター	本サービスの管理・制御を行うアプリケーションサーバ
15. Control Center ユーザガイド/ユーザガイド	コントロールセンターの各機能の詳細を定める当社が契約者に提供する資料
16. IoT センター接続	契約者が指定する電気通信回線と当社が提供する「docomo IoT 回線管理プラットフォーム」を利用した IoT 回線との間で通信を行うために提供する接続
17. アクセス回線接続装置	IoT センター接続にかかる電気通信回線との接続を行うために当社が設置する電気通信設備
18. 専用回線	アクセス回線接続装置を介して IoT 回線との間で通信を行うために利用する電気通信回線
19. 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
20. SMS	ショートメッセージ通信のこと
21. SMS MO	端末設備からコントロールセンターへのショートメッセージ通信
22. SMS MT	コントロールセンターから端末設備へのショートメッセージ通信
23. Activated	IoT SIM カードの状態のこと Activated になることで、その IoT 回線の通信が可能となり、回線開通を行ったこととなります。
24. Deactivated	IoT SIM カードの状態のこと Deactivated になることで、その IoT 回線の通信を一時的に停止したこととなります。
25. Retired	IoT SIM カードの状態のこと Retired になることで、その IoT 回線の通信が停止されます。

第6条 (利用料)

1. 本サービスの利用料は、本規約第 6 条 2 項に定める貸出機器の送付にかかる費用および次項に定める場合を除き、すべて本サービスの構築費および設置費に含まれます。
2. 契約者が貸出機器を日本国外で使用する等本規約第 15 条に定める禁止事項に違反して貸出機器を利用した場合、当該利用に関わる通信料金はすべて契約者が負担するものとします。

通信料金	
禁止事項に違反して 貸出機器を利用した場合	1 の IoT 回線あたり 4,500 円/月(税抜)

第2章 IoT回線

第7条 (IoT回線等)

1. 当社は、IoT回線で利用するIoT SIMカードを契約者に貸与します。この場合において、貸与するIoT SIMカードの数は1のIoT回線番号につき1とします。
2. 契約者は、回線廃止をしたとき又は本契約の解除があったときは、IoT SIMカードを当社へ速やかに返還していただきます。
3. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するIoT SIMカードを変更することがあります。

第8条 (IoT回線番号)

1. IoT回線番号は当社が定めることとし、そのIoT回線番号について契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
2. 当社は、第26条の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IoT回線番号を変更することがあります。

第9条 (IoT通信)

1. IoT回線における通信は、アクセス回線接続装置に接続する専用回線等との間、又はコントロールセンターとの間においてのみ行うことができるものとし、IoT回線間又は他の電気通信サービスとの間においては通信ができません。
2. IoT回線における通信は、そのIoT回線に接続されている移動無線装置が、当社が提供する営業区域内に在圏する場合に限り行うことができます。
ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第10条 (通信の種類等)

1. 通信には次の種類があります。

種類	内容
1. データ通信	IoT 回線とアクセス回線接続装置との間において次のいずれかにより伝送するもの (1) パケット交換方式により 384kb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 5.7Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 14Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (3) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては、337.5Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (対応の IoT 回線及びアクセス回線接続装置を利用した場合に限ります。)
2. ショートメッセージ	IoT 回線とコントロールセンターとの間において、シンプルトランスファーマールプロトコルを用いて伝送するもの

2. データ通信における伝送速度は通信の状況等により変動するものであり、本条第 1 項の表に記載する伝送速度は実際の通信速度を示すものではありません。

第11条 (通信利用の制限)

1. 当社は、通信が著しく輻輳したときは、通信の全部を接続することができないことがあります。
2. 当社は、データ通信に関して、次の各号に定める措置をとることがあります。
 - (1) 一定時間内に大量又は多数の通信又は長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その IoT 回線からの通信の提供を中止する措置。
 - (2) セッション (データ通信により通信を行うことができる IoT 回線の状態をいいます。) の設定が長時間継続された、又は同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合において、その IoT 回線からの通信の提供を中止する措置。
 - (3) 通信が輻輳する場合において、その IoT 回線からの通信の提供を制限する措置。
 - (4) その他当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置。
3. 当社は、本条に定める通信の制限のために必要となる通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。
4. 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。
5. 当社は、第 2 項の規定による場合のほか、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の IoT 回線の通信の提供を制限することがあります。

第3章 コントロールセンター

第12条 (コントロールセンターの提供機能)

1. 契約者は、Web アプリケーションと Web サービス API を利用して、以下のコントロールセンターの機能を利用することができます。
 - (1) 通信回線の確認及びステータスの変更
 - (2) ショートメッセージ通信の送受信及び利用履歴の確認
 - (3) ユーザの管理（新規作成・編集・削除）
 - (4) カスタマー及びカスタマーグループの管理（新規作成・編集・削除）
 - (5) オートメーションルールの設定・編集・削除・確認
 - (6) その他前号に付帯又は関連する機能
2. 当社は、コントロールセンターの各機能の詳細を、ユーザガイドに定めます。
3. コントロールセンターの利用に必要なインターネット回線及びそれにかかる通信料等の費用は、契約者が負担するものとします。
4. 契約者は、第1項の各号に定める機能を利用するときは、別紙1に定めるエンドユーザのプライバシーその他の権利を侵害することのないようにするものとし、エンドユーザと当社との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、契約者の責任により当該紛争等処理、解決するものとします。

第13条 (サービス仕様の変更)

1. 当社は、コントロールセンターの機能及びユーザガイドの内容について随時変更できるものとし、契約者は変更後のユーザガイドの定めにより本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、コントロールセンターの機能の変更、又はユーザガイドの変更に伴う契約者の不利益及び損害について一切の責任を負わないものとします。

第14条 (パスワード等の管理)

1. 契約者は、コントロールセンターを利用するうえで必要となるユーザ名及びパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）を他人に知られないよう契約者の責任において管理するものとし、その利用について一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、コントロールセンターを利用するうえで必要となるユーザ名及びパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）を他人に知られないよう契約者の責任において管理するものとし、その利用について一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、パスワード等を取り扱う全ての自己の従業員等に対して、別紙2に定める契約者が遵守すべき事項に基づき適正にコントロールセンターを利用するよう指導する責任を負うものとします。
4. 当社は、当社の指定する認証方法に従いパスワード等が入力されたときは、契約者が本サービスを利

用したものとみなします。

5. 当社は、パスワード等を利用する上で生じた過誤又は第三者による不正利用等により契約者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負いません。

第4章 IoT センター接続

第15条 (IoT センター接続)

1. IoT センター接続による通信は、本契約における IoT 回線との間において、その回線に接続されている移動無線装置が営業区域内に在圏し、且つ利用可能な状態にある場合に限り行うことができます。
2. 専用回線等を利用することができない場合は IoT センター接続を利用することができません。
3. 当社は、専用回線等にかかる通信の品質を保証しません。

第16条 (アクセス回線接続装置の種類)

IoT センター接続には次の区分があります。

区分	内容
インターネット接続	電気通信事業者が提供するインターネットサービス(当社が接続可能なものに限り)を経由して接続するための装置

第17条 (通信利用の制限)

1. 本サービスにかかる通信が著しく輻輳したときは、通信の全部を接続することができないことがあります。
2. 当社は、前条の規定による場合のほか、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線、IoT センター接続にかかる専用回線等への通信の提供を制限することがあります。
3. 当社は、前項の規定によるほか、本サービスの通信に関して、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その IoT 回線からの通信の提供を中止する措置を行うことがあります。

第5章 端末設備

第18条 (端末設備等の接続)

契約者は、当社の認める端末設備及び自営電気通信設備（以下、これらを「端末設備等」といいます。）を利用するものとします。

第19条 (端末設備等に異常がある場合等の検査)

1. 当社は、IoT 回線に接続されている端末設備等に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に対し、その端末設備等が当社の定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合を除き、当該検査を受けることとします。
2. 前項の検査を行った結果、端末設備等が当社の定める基準に適合していると認められないときは、契約者は、その端末設備等を用いて本サービスを利用することはできません。

第20条 (端末設備等の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

1. 契約者は、端末設備等（移動無線装置に限ります。以下、同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備等の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行うものとします。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾します。
3. 前項の検査等の結果、端末設備等が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その端末設備等を本サービスにおいて利用することはできません。

第21条 (端末設備等の電波法に基づく検査)

前条に定める検査のほか、端末設備等の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第6章 提供中止等

第22条 (提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第17条の規定により通信提供を中止するとき。
- (3) 第8条第2項の規定により当社が付与した番号を変更するとき

第23条 (提供停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの一部又は全部の提供を停止することがあります。

- (1) 第29条の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (2) IoT回線に当社の承諾を得ずに端末設備等を接続したとき。
- (3) 第19条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、当社基準に適合していると認められない端末設備等の利用を取り止めないとき。
- (4) 第20条又は第21条の規定に違反したとき。

第7章 保守等

第24条 (設備等の維持)

契約者は、端末設備等及び IoT センター接続にかかる専用回線等について、当社の定める基準に適合するよう維持するものとします。

第25条 (契約書の切分責任)

1. 契約者は、本サービスを利用することができない故障と思われる状態となったときは、利用する端末設備等又は専用回線等に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は当社内において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、試験により当社が提供する電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備等にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担させるものとします。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第26条 (修理又は復旧)

1. 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、修理し又は復旧するものとします。
ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
2. 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に IoT 回線番号又はパスワード等を変更することがあります。

第8章 責任の制限

第27条 (免責)

1. 当社は、本サービスを利用できないことにより損害が生じた場合であっても、その損害を賠償しません。
2. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社は、これにより契約者に損害が生じた場合であっても、その損害を賠償しません。
3. 当社は、本契約の適用により、契約者の端末設備又はシステム等において、改造又は修理などの変更を要する必要がある場合であっても、その損害を賠償しません。

第9章 雑則

第28条 (端末設備等の持込み)

契約者は、次の場合には、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は IoT SIM カードを当社が指定した期日（別に定める営業時間内に限ります。）に当社が指定する場所へ持ち込み又は搬送するものとします。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 第 18 条から第 21 条の規定に基づく端末設備等の検査を受けるとき。
- (3) その他当社が必要と認めるとき。

第29条 (本サービスにかかる契約者の義務)

1. 契約者は、本サービス利用上の注意事項及び遵守事項等が記載される別紙 2 の内容を確認のうえ、当社及び第三者の権利を侵害することなく、安全に本サービスを利用する義務があります。
2. 契約者は、本サービスを利用する者の利用方法等について責任を負うものとします。
3. 契約者は、第 1 項の規定に違反して当社が貸与している IoT SIM カードを亡失し、もしくはき損したとき、又は当社設備をき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払うものとします。

第30条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者及び当社は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 契約者及び当社は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
4. 契約者及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

第31条 (契約者情報の通知)

1. 契約者は、商号、契約者住所に変更があったときは、速やかにそのことを当社に通知するものとします。
2. 前項の通知がないときは、本契約に記載の商号又は住所へ通知を行うことで、本契約に定める当社の通知が行われたものとみなします。

第32条 (プライバシーポリシー)

当社は、契約者に関する情報の取扱いに関する方針（以下、「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において公表します。

第33条 (合意管轄)

契約者と当社との間で本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

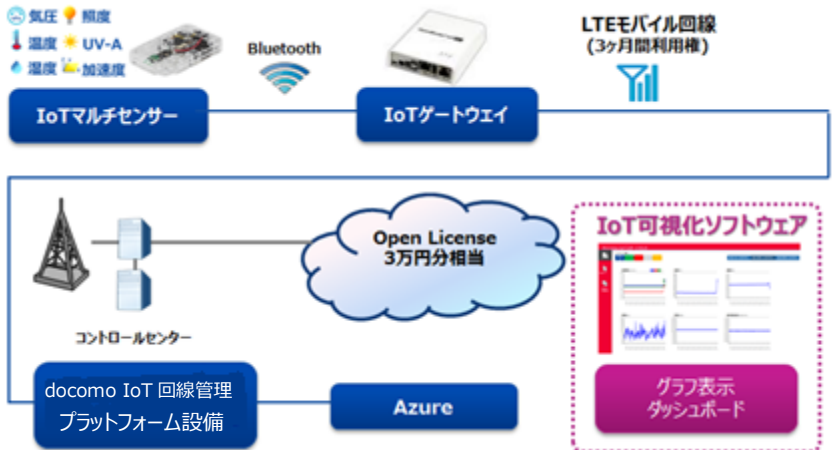
第34条 (準拠法)

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則 (平成28年7月20日)

本規約は、平成28年7月20日より実施します。

サービス利用モデル

サービス名称	<p>契約者が本サービスを利用して提供を受けられるサービスは以下に指定するものに限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ docomo IoT スターターキット
サービス概要	<p>日本に設置した通信機器と Microsoft Azure 上のサーバ間においてデータ通信および SMS 送受信を行い、契約者の IoT サービス導入の検証を行います。データ通信および SMS 送受信で扱われる情報の利用者を「エンドユーザ」といいます。</p>
システム構成図	 <p>The diagram illustrates the system architecture. At the top, 'IoTマルチセンサー' (IoT Multi-sensor) is connected via Bluetooth to 'IoTゲートウェイ' (IoT Gateway). The gateway is connected to 'LTEモバイル回線 (3ヶ月間利用権)' (LTE Mobile Network (3-month usage rights)). Below, the 'IoTゲートウェイ' connects to 'docomo IoT 回線管理プラットフォーム設備' (docomo IoT Network Management Platform Equipment), which is linked to 'Azure'. A 'コントロールセンター' (Control Center) is also connected to the gateway and Azure. An 'Open License 3万円分相当' (Open License equivalent to 30,000 yen) is shown in a cloud. On the right, 'IoT可視化ソフトウェア' (IoT Visualization Software) is shown with a 'グラフ表示 タッチボード' (Graph Display Touchboard).</p>
通信の接続先	<p>(1) データ通信 通信機器から Azure サーバ Azure サーバから通信機器</p> <p>(2) SMS 通信機器からコントロールセンター コントロールセンターから通信機器</p>

docomo IoT 回線管理プラットフォーム同意事項

本同意事項は、契約者および別紙 1 に定めるエンドユーザ（総称して以下、「ユーザ」といいます）が「docomo IoT 回線管理プラットフォーム」（以下、「本サービス」といいます）を利用するにあたり、本契約第 14 条及び第 29 条に基づきユーザに適用されます。

※「docomo M2M プラットフォーム」は 2017 年 12 月より「docomo IoT 回線管理プラットフォーム」に名称変更しました。

法令順守

ユーザは、本サービスの利用にあたって次のような行為を行ってはならないものとします。

- (1) 知的財産権、財産、又はその他の所有権、肖像権、プライバシー、若しくはその他の権利を侵害する行為。
- (2) 法律、法令、条例、それらを含む規制に抵触する行為。（これら法令には、スパム、プライバシー、消費者や児童保護、わいせつ、若しくは中傷に関する法令に違反する行為も当然に含まれます）
- (3) 有害、脅迫、虐待、嫌がらせ、不正、中傷、低俗、わいせつ、誹謗、又は同様に不快を与える行為。

本サービスは、以下に定める国、団体又は施設において利用できなくなる場合があります。

- (1) 米国の経済制裁と禁輸措置（現在はキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア）の対象となる地域及び国
- (2) 米国財務省によって特別指定リストに掲載された個人又は団体、若しくは米国政府によって制限をされている個人又は団体。
（参照 URL：<http://www.bis.doc.gov/complianceandenforcement/liststocheck.htm>）
- (3) 米国又はその他の国において、最終用途が禁止されているミサイル、核兵器、化学兵器、生物兵器となるものの設計、開発、製造、所持を行っている活動団体や施設。
- (4) 核またはその原料物質を処理するために利用される施設、重水の製造施設、特殊核物質および原料物質の同位元素分離施設、原子炉燃料を含むプルトニウムの製造施設、非安全防護核施設。

セキュリティ

ユーザは、本サービスにおけるセキュリティ違反行為、又は違反しようとする行為、その他以下に示す違反行為等を行わないものとします。なお、当社は本同意事項に基づき、これらの法令を遵守するため、本サービスを随時又は常時監視する権利を有します。

- (1) サーバ又はアカウントのログイン認証を受けていないユーザがデータへのアクセスを行う行為。
- (2) システム、ネットワーク、セキュリティ、認証措置の脆弱性を、適切な承認なしで調査、スキ

ラン、テストを試みる行為。

(3) システムに負荷をかけることを目的として、“フラッディング”“メールボム”“クラッシュ”などを行って、ホストやネットワークを妨害し、ユーザが本サービスを利用できない状態にする行為。

(4) 電子メール内の TCP/IP パケットのヘッダ又はその他のヘッダ情報を偽造する行為。

(5) ユーザとしての権利を付与されていない者が、本サービスを利用するために何らかの行動を取る行為。

(6) ウイルス、ワーム、トロイの木馬やその他有害なコード、又は添付ファイルを送信する行為。

知的財産権

ユーザは、直接的または間接的に以下のことを行わないものとします。なお、当社又は第三者は、本サービス、関連ソフトウェア、及び技術の全ての権利を保持します。

(1) 本サービスや技術のソースコード、オブジェクトコード、基礎構造、アルゴリズムに関連する技術及びアイデアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブラを行うこと。

(2) 本サービスに関する技術に関して変更、変換、派生物を作成すること。

(3) 本サービスや技術のコピー（合理的な保管目的を除く）、賃貸、賃借、配布、抵当、譲与、譲渡、妨害すること。

(4) 本サービスの所有権に関する警告文若しくはラベルの削除すること。

(5) 本サービスとの競合製品・サービスの開発、本サービスと類似のアイデア・特長・機能・グラフィックを用いた製品・サービスの開発、本サービスのあらゆるアイデア・特長・機能・若しくはグラフィックをコピーすることを目的に、本サービス、関連ソフトウェア、技術を利用若しくはアクセスすること。

その他

ユーザは、上記に定める各項目のほかに、以下に定める事項を遵守するものとします。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に IoT 回線および IoT センター接続にかかる専用回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) IoT SIM カードに登録されている回線番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(4) 当社が貸与する IoT SIM カードを善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

技術基準適合認証および工事設計認証に適合しない移動無線装置により、電波発射を行わないこと。

可視化ソフトウェア使用条件

docomo IoTスターターキット（以下、「スターターキット」といいます。）を利用しようとするお客様（以下、「契約者」といいます。）は、以下の条件（以下、「本条件」といいます。）に同意した上で、可視化ソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を使用するものとします。

第1条（本ソフトウェアの使用範囲）

1. 本ソフトウェアは、株式会社NTTドコモ（以下、「当社」といいます。）がユニアデックス株式会社の提供する可視化ソフトウェアのライセンスを受け、契約者に対し使用許諾を行うものです。
2. 本ソフトウェアは、スターターキットの契約者にのみ提供されます。
3. 本ソフトウェアは、スターターキットの利用期間終了後に継続して使用することはできません。また、本ソフトウェアを通じて蓄積されたデータは、スターターキットの利用期間終了時に消去され、当該データや本ソフトウェアの利用環境を他のサービスに引き継ぐこともできません。
4. スターターキットにおいては本ソフトウェアにかかる標準機能のみが提供され、契約者の希望によって機能がカスタマイズされて提供されることはありません。

第2条（本条件の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、また契約者への事前の通知又は周知を行うことなく、本条件を変更することがあります。なお、本条件が変更された場合は、当該変更後の本条件が適用されます。

第3条（サービスの保証）

1. 当社は、本サービスについて、動作保証、品質保証を含め、その正確性、有用性、完全性その他サービス提供の継続等について何らの保証もしません。また、本サービスの利用に関して本利用者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
2. 本サービスの利用の仕方によっては、利用端末の動作が不安定になり、利用端末の位置情報若しくは登録された情報などが、インターネットを経由して外部に送信され、第三者に利用される可能性があります。

第4条（変更の届出）

本利用者は、本利用者の名称、住所、電話番号等（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合は、速やかに変更後の登録情報を当社に届け出るものとします。

第5条（ID及びパスワードの管理責任）

1. 契約者は、本ソフトウェアにアクセスするためのID及びパスワード等を、自己の責任において管理するものとし、その漏洩、使用上の誤り又は第三者による不正使用等より損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 契約者は、当社から提供されたID及びパスワード等をスターターキットで本ソフトウェアを利用する目的にのみ使用し、第三者に開示及び提供しないものとします。

3. 契約者は、当社から提供されたID若しくはパスワード等の漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、当社に損害が生じた場合には、その損害について当社に賠償する責を負うものとします。

第6条（禁止事項）

契約者は、本ソフトウェアの利用にあたり、次の各号に規定する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェアの提供を受ける権利を、第三者に譲渡する行為。
- (2) 第三者のID及びパスワードを不正に取得若しくは使用し、又は第三者若しくは自己のID及びパスワードを不正にその他の第三者に使用させる行為。
- (3) 非居住者に対する輸出の手段として本ソフトウェアを利用する行為。
- (4) 本ソフトウェアによりアクセス可能な情報を権限無く改ざん又は消去する行為。
- (5) 不正アクセス又は不正アクセスに結びつく行為。
- (6) 不正な手段により第三者になりすます行為。
- (7) 前各号のいずれかに該当し、若しくは、該当するおそれがあると当社が判断する行為、若しくはこれに類する行為、又はそれらの行為を助長若しくは幫助する行為。
- (8) その他本ソフトウェアの運用を妨げると当社が判断する行為。

附則（平成29年7月20日）

本規約は、平成29年7月20日より実施します。